

大 公 審 第 7 6 号  
( 答 申 第 379 号 )  
令 和 5 年 3 月 24 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府情報公開審査会  
会長 荒木 修

情報公開請求に係る審査請求に関する  
諸手続のあり方について ( 答 申 )

大阪府情報公開条例 ( 平成 11 年大阪府条例第 39 号 ) 第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 12 月 15 日付け情公第 1782 号で諮問のありました「情報公開請求に係る審査請求に関する諸手続のあり方について」は、審議の結果、次のとおり答申します。

## 1 事務改善について

府政情報室情報公開課が担っている当審査会事務局（以下「事務局」という。）に審査会の運営に係る事務手順等について聴取したところ、審議前の争点整理や参考となる答申の調査等、事務処理を迅速に行うために取り組むべき対策は一定程度行っていると認められた。

また、事務局は審査請求人全員に口頭意見陳述の希望照会を行うなど、丁寧で誠実な対応を行っているために日数を要したと認められる点もあるものの、より効率的に事務を進め、不断の事務改善に努めていただきたい。

審議の迅速化のためには、事務局の体制強化が急務である。事務局の体制強化が実現できれば、現在、2つの部会で審議している部会の数を増やすことを検討されたい。

## 2 条例改正について

本来、審査請求事務は迅速に進めるべきものであり、それを達成するために具体的な日数を示した本規定が置かれたものと考ええる。しかし、近年の情報公開請求及び審査請求に係る件数の増加並びに必要とされる手続を踏まえると、昭和59年に制定された本規定は、現状に合っていないと言わざるを得ない（別紙参照）。

規定と現状との間の乖離が著しい場合、条例への府民の信頼を低下させるおそれがある。継続的に事務改善に取り組み、処理日数の短縮に努めることは当然のことであるが、他方、当事者の手続保障の要請もあり、丁寧な審議も必要であることから、短縮できる日数にはおのずと限界がある。

本来、事務局の体制強化が急務であるが、現状においては、本規定の改正を検討する必要がある。

ただし、本規定は、行政が審査請求に迅速に取り組む姿勢を示す意味があると考えられるため、本規定を削除することや、現状を追認するような長期の処理期間を設定することは適当ではなく、引き続き審査請求事務を迅速に進めるための訓示的規定とすることが望ましい。

## 3 条例改正に伴う措置について

具体的な日数を示した規定を改正する場合、審査請求に要した期間を公表するなどして、府民に対する説明責任を果たすとともに、事務処理状況の透明性を確保し、迅速な答申や裁決への努力を緩めないようにしていただきたい。

また、公表する際には、わかりやすさの観点から、当該年度の特徴等を併せて説明することなど工夫をされたい。

なお、本規定の改正の趣旨及び事務処理の迅速化に向けた取組については、府民に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めていただきたい。

（調査審議を行った委員）

北村 和生、小谷 真理、畠田 健治

別紙

情報公開請求件数、諮問件数及び諮問から答申までの日数の推移

| 年度             | 情報公開<br>請求件数<br>(※1) | 新規諮問<br>件数<br>(※1) | 諮問から60日<br>以内に答申が<br>あった件数 | 諮問から答申<br>までに要した平<br>均日数<br>(※2) | 条例   |
|----------------|----------------------|--------------------|----------------------------|----------------------------------|--|
| S59 (制度開始)     | 15                   | 4                  | 0                          | 85                               | 公文書<br>公開等<br>条例<br><br>①請求対象<br>決裁又は閲覧を経た公文書<br>②実施機関<br>知事、各種委員会等<br>③請求権者<br>府民等に限定<br>④請求方法<br>請求書の提出  |
| S60            | 29                   | 3                  | 0                          | 82                               |  |
| S61            | 25                   | 2                  | 1                          | 76                               |  |
| S62            | 5                    | 1                  | 0                          | 72                               |  |
| S63            | 44                   | 4                  | 0                          | 84                               |  |
| H1             | 44                   | 11                 | 2                          | 74                               |  |
| H2             | 42                   | 3                  | 0                          | 76                               |  |
| H3             | 71                   | 2                  | 0                          | 74                               |  |
| H4             | 82                   | 1                  | 0                          | 62                               |  |
| H5             | 86                   | 3                  | 0                          | 103                              |  |
| H6 (制度開始11年)   | 64                   | 5                  | 0                          | 128                              |  |
| H7             | 130                  | 6                  | 0                          | 164                              |  |
| H8             | 210                  | 9                  | 0                          | 180                              |  |
| H9             | 526                  | 10                 | 0                          | 108                              |  |
| H10            | 234                  | 5                  | 0                          | 111                              |  |
| H11 (条例改正)     | 213                  | 3                  | 0                          | 172                              | 情報<br>公開<br>条例<br><br>①請求対象<br>電磁的記録を含む行政文書<br>に拡大<br>②実施機関<br>公安委員会、警察本部長に<br>も拡大<br>(H13～)<br>③請求権者<br>「何人も」に拡大<br>④請求方法<br>インターネット請求も可能<br>(H15～) |
| H12 (現条例開始)    | 412                  | 13                 | 0                          | 424                              |  |
| H13            | 604                  | 11                 | 1                          | 441                              |  |
| H14            | 563                  | 19                 | 0                          | 406                              |  |
| H15            | 553                  | 10                 | 0                          | 325                              |  |
| H16            | 1,151                | 24                 | 0                          | 186                              |  |
| H17            | 678                  | 18                 | 0                          | 166                              |  |
| H18            | 822                  | 25                 | 0                          | 210                              |  |
| H19            | 873                  | 16                 | 0                          | 314                              |  |
| H20            | 921                  | 25                 | 0                          | 310                              |  |
| H21            | 1,274                | 23                 | 0                          | 332                              |  |
| H22 (現条例開始11年) | 1,708                | 35                 | 0                          | 546                              |  |
| H23            | 2,101                | 25                 | 0                          | 898                              |  |
| H24            | 1,752                | 12                 | 0                          | 462                              |  |
| H25            | 1,686                | 16                 | 0                          | 505                              |  |
| H26            | 1,793                | 72                 | 0                          | 463                              |  |
| H27            | 1,720                | 14                 | 0                          | 370                              |  |
| H28            | 1,931                | 10                 | 0                          | 214                              |  |
| H29            | 1,662                | 20                 | 0                          | 302                              |  |
| H30            | 1,617                | 20                 | 0                          | 354                              |  |
| H31/R1         | 1,805                | 33                 | 0                          | 414                              |  |
| R2             | 2,031                | 61                 | 0                          | 443                              |  |
| R3             | 1,868                | 60                 | 0                          | 247                              |  |

※1「情報公開請求件数」及び「新規諮問件数」は、当該年度に新規になされたもの

※2「諮問から答申までに要した平均日数」は、答申があったものを諮問があった年度ごとに区分して平均を計算したもの